

《仮訳（一部抜粋）》

ドイツ連邦共和国 食品・日用品・飼料法典（LFGB）

発行日:2005年9月1日

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

<https://www.gesetze-im-internet.de/lfgb/>

※ 原典(66 ページ)より食品接触材に関する記述を一部抜粋し、該当箇所のみを翻訳。

概要：

この法律の目的は、食品、飼料、タトゥー用品、化粧品、消費財に関する、最終消費者や動物の健康や危険からの保護または偽装からの保護、または適切な情報提供などである。

食品接触材料に関しては第 30 条、第 31 条が関連する。

適用範囲(第 30 条、第 31 条)：下記参照。

第 2 条 定義

- (1) 物品とは、食品添加物を含む食品、飼料、タトゥー用品、化粧品、消費財を指す。
- (2)～(5) 削除
- (6) 消費財とは
 1. 規則 (EC) No 596/2009 (OJ L 188, 18.7.2009, p.14) で改正された、食品と接触することを意図した材料および成形品に関する 2004 年 10 月 27 日付欧州議会および理事会の規則 (EC) No 1935/2004 (OJ L 338, 13.11.2004, p. 4) 第 1 条第 2 項で定義される材料および成形品。
 2. 化粧品と接触することを意図した包装、容器、その他の包材。
 3. 口の粘膜に接触することを目的とした物品。
 4. 個人的な衛生を目的とした物品。
 5. 玩具やジョークグッズ。
 6. 衣類、寝具、マスク、ウィッグ、ヘアピース、人工まつげ、ブレスレットなど、一時的でなく人体に接触することを意図した物品。
 7. 家庭用または番号 1 に定義される消費財を対象とした洗浄・ケア用品。
 8. 家庭での使用を目的とした、第 6 号で定義された消費財のための含浸剤およびその他の仕上げ剤。
 9. 人間の居住を目的とした部屋の臭いを改善するための薬剤および物品。

消費財でないもの

1. 以下のもの
 - a) 略
 - b) 略
 - c) 略
2. 略
3. 略

第 30 条 健康保護のための禁止措置

1. 物品を他人のために製造または処理する際に、その使用目的や予測される使用方法において、その材料の組成、特に毒性のある物質や不純物により健康を損なう可能性があるよう

なものを製造または処理することを禁止する。

2. 消費者向けに市場に出す物品や手段による使用目的や予測される使用方法において、その材料の組成、特に毒性のある物質や不純物質によって健康を損なう可能性があるようなものを出すことを禁止する。
3. 第2条第1文第6項第1号で定義された消費財を食品の製造または処理に使用し、食品が摂取された場合に、その消費財が健康に損害を与える可能性があるように使用することを禁止する。

第31条 食品への物質移行

- (1) 規則 (EC) No. 1935/2004 の第3条第1項に定められた製造要件を満たさない、第2条第6項第1号第1文に規定される物質または物品は、消費者用品として使用または流通させることを禁止する。
- (2) 連邦省は、第1条第1項第1号または第2号に定める目的を達成するために必要な場合に限って、第1条第3項と併せて連邦参議院の同意を得て、法令上の命令により権限を付与される。
 1. 第2条第6項第1文第1号の意味における消費財としての材料または物品は、その使用の通常または予見可能な条件下において、食品またはその表面に適当な量の物質を放出しないような方法でのみ製造することができると規定する。
 - a) 人間の健康を危険にさらすことがあるものは禁止する。
 - b) 食品の組成、香り、味、または外観に影響を与えるものは禁止する。
 2. 消費者向け商品に含まれる特定の物質について、どの程度の割合で移行する可能性があるかを特定する。

第1文第2号の要件を満たさない材料または物品は、第2条第6項第1文第1号の意味における商品として使用または市場に出すことはできない。

- (3) 食品を、第1文で言及された商品を使用して製造または処理された食品として市場に出すことは禁止する。